

奈良県告示第三百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十一年二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奥村クリニク	天理市勾田町四三番三	平成三十年十一月一日
いのうえ歯科クリニク	香芝市瓦口二二五五〇一 エレガ ンテ・アネシス一〇一 号室	平成三十年十一月一日
医療法人奏希会しばたこども クリニク	葛城市八川一一四番地三	平成三十年十二月一日
八木ほうもん薬局	橿原市内膳町一〇一四四 エム アイビル三階	平成三十一年一月一日
医療法人まつおかクリニク みやけ分院	磯城郡三宅町大字伴堂四一八番一 〇一	平成三十一年一月十一日